

令和6年3月
大東市議会
定例月議會議案

条例新旧対照表
【当初追加】

もくじ

・議案第40号	大東市消防団員等公務災害補償条例-----	1
・議案第41号	大東市国民健康保険条例-----	3

議案第40号

大東市消防団員等公務災害補償条例 新旧対照表

新			
第1条～第4条 (略) (補償基礎額)			
第5条 (略)			
2 (略)			
(1) (略)			
(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、 <u>9,100円</u> とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができます。			
3～4 (略)			
第6条～第29条 (略)			
別表 補償基礎額表（第5条関係）			
階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	<u>12,500円</u>	<u>13,350円</u>	(略)
分団長及び副分団長	<u>10,800円</u>	<u>11,650円</u>	<u>12,500円</u>
部長、班長及び団員	<u>9,100円</u>	<u>9,950円</u>	<u>10,800円</u>
備考 (略)			

主要改正点

- ・非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、条文中の文言を整理したこと。

旧			
第1条～第4条 (略) (補償基礎額)			
第5条 (略)			
2 (略)			
(1) (略)			
(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、 <u>8,900円</u> とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができます。			
3～4 (略)			
第6条～第29条 (略)			
別表 補償基礎額表（第5条関係）			
階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	<u>12,440円</u>	<u>13,320円</u>	(略)
分団長及び副分団長	<u>10,670円</u>	<u>11,550円</u>	<u>12,440円</u>
部長、班長及び団員	<u>8,900円</u>	<u>9,790円</u>	<u>10,670円</u>
備考 (略)			

議案第41号

大東市国民健康保険条例 新旧対照表

新	主要改正点
目次	<ul style="list-style-type: none">・国民健康保険法の改正により、経過措置として存続する退職被保険者等に係る医療保険制度が廃止されることに伴い、条文中の文言を整理したこと。・低所得者の保険料の減額に係る所得判定基準を改めたこと。
第1章～第5章 (略)	
第6章 保険料 (第10条—第42条)	
第7章 雜則 (第43条)	
第8章 罰則 (第44条—第47条)	
附則	
第1条～第11条 (略)	
(基礎賦課総額)	
第12条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額 (第30条、第32条及び第33条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。) の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。	<p>第12条 保険料の賦課額のうち一般被保険者 (法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等 (以下「退職被保険者等」という。) 以外の被保険者をいう。以下同じ。) に係る基礎賦課額 (第38条、第40条及び第40条の2の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。) の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p>
(1) (略)	
ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額	<p>ア 療養の給付に要する費用 (一般被保険者に係るものに限る。) の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用 (一般被保険者に係るものに限る。) の額</p>
イ 国民健康保険事業費納付金 (法附則第7条の規定により読み替えられた法第75	
旧	
目次	
第1章～第5章 (略)	
第6章 保険料 (第10条—第48条の2)	
第7章 雜則 (第49条)	
第8章 罰則 (第50条—第53条)	
附則	
第1条～第11条 (略)	
(一般被保険者に係る基礎賦課総額)	
第12条 保険料の賦課額のうち一般被保険者 (法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等 (以下「退職被保険者等」という。) 以外の被保険者をいう。以下同じ。) に係る基礎賦課額 (第38条、第40条及び第40条の2の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。) の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。	
(1) (略)	
ア 療養の給付に要する費用 (一般被保険者に係るものに限る。) の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用 (一般被保険者に係るものに限る。) の額	
イ 国民健康保険事業費納付金 (法附則第22条の規定により読み替えられた法第	

新

条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用 (大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ウ～オ (略)

カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)を除く。)

(2) (略)

ア (略)

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものと除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものと除く。)の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金の額のうち、次に掲げる額の合算額を除く額

旧

75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用 (大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ウ～オ (略)

カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。)

(2) (略)

ア (略)

イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものと除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものと除く。)の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用

新

(ア) ~ (ウ) (略)

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金の額並びに算定政令第6条第6項第1号（国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令第6条第1号ハからヌまで及びヲ（大阪府知事が定めたものに限る。）並びに附則第7条第2号又は第3号に掲げる額の合計額を除く。）、第2号及び第3号に掲げる額を除く。）の額

（基礎賦課額）

第13条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額（以下「均等割額」という。）の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。この場合において、当該合計額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（基礎賦課額の所得割額の算定）

第14条 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項

旧

（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）の額のうち、次に掲げる額の合算額を除く額

(ア) ~ (ウ) (略)

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）の額並びに算定政令第6条第6項第1号（国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令第6条第1号ハからヌまで及びヲ（大阪府知事が定めたものに限る。）並びに附則第7条第2号又は第3号に掲げる額の合計額を除く。）、第2号及び第3号に掲げる額を除く。）の額

（一般被保険者に係る基礎賦課額）

第13条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額（以下「均等割額」という。）の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）の合計額とする。この場合において、当該合計額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）

第14条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第

新

若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第30条第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第30条第1項第1号において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)を賦課標準額とし、これに次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 (略)

旧

1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第30条第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第30条第1項第1号において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)を賦課標準額とし、これに次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 (略)

新

(基礎賦課額の保険料率)

第15条 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) ~ (2) (略)

(3) (略)

ア (略)

イ 特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）アに定める額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）アに定める額に4分の3を乗じて得た額

2 ~ 3 (略)

旧

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

第15条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) ~ (2) (略)

(3) (略)

ア (略)

イ 特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）アに定める額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）アに定める額に4分の3を乗じて得た額

2 ~ 3 (略)

(退職被保険者等に係る基礎賦課額)

第16条 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び均等割額の合算額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（退職被保険者等と一般被保険者が同一の世帯に属する場合には、所得割額及び均等割額の合算額の総額）とする。この場合において、当該合計額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第17条 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等を賦課標準額とし、これに第15条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の均等割額の算定)

第18条 第16条の均等割額は、第15条の規定により算定した額と同額とする。

新

(基礎賦課限度額)

第16条 第13条の基礎賦課額は、各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第2項第9号に掲げる額を超えることができない。

(後期高齢者支援金等賦課総額)

第17条 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額（第30条、第32条及び第33条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。）

旧

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定)

第19条 第16条の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第15条第1項第3号アに定めるところにより算定した額

(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第15条第1項第3号イに定めるところにより算定した額

(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第15条第1項第3号ウに定めるところにより算定した額

(基礎賦課限度額)

第20条 第13条又は第16条の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の基礎賦課額と第16条の基礎賦課額との合算額をいう。第37条及び第38条第1項において同じ。）は、各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第2項第9号に掲げる額を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第21条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第38条、第40条及び第40条の2の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であって、大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者

新

(2) (略)

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）ための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（後期高齢者支援金等賦課額）

第18条 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び均等割額の合算額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。この場合において、当該合計額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）

第19条 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等を賦課標準額とし、これに次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）

第20条 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) ~ (3) (略)

2 ~ 3 (略)

旧

に係るものに限る。次号において同じ。)

(2) (略)

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）ための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額）

第22条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び均等割額の合算額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）の合計額とする。この場合において、当該合計額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）

第23条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等を賦課標準額とし、これに次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）

第24条 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) ~ (3) (略)

2 ~ 3 (略)

（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額）

新

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第21条 第18条の後期高齢者支援金等賦課額は、各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第3項第8号に掲げる額を超えることができない。

旧

第25条 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び均等割額の合算額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（退職被保険者等と一般被保険者が同一の世帯に属する場合には、所得割額及び均等割額の合算額の総額）とする。この場合において、当該合計額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）

第26条 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等を賦課標準額とし、これに第24条の所得割の保険料率を乗じて算定する。
（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の均等割額の算定）

第27条 第25条の均等割額は、第24条の規定により算定した額と同額とする。
（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定）

第28条 第25条の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第24条第1項第3号アに定めるところにより算定した額
(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第24条第1項第3号イに定めるところにより算定した額
(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第24条第1項第3号ウに定めるところにより算定した額

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第29条 第22条又は第25条の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第22条の後期高齢者支援金等賦課額と第25条の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第37条及び第38条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項において同じ。）は、各年度において法第82条の

新

(介護納付金賦課総額)

第22条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第30条及び第33条の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) (略)

(2) (略)

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第23条 (略)

第24条 (略)

第25条 (略)

(介護納付金賦課限度額)

第26条 第23条の介護納付金賦課額は、各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第4項第8号に掲げる額を超えることができない。

第27条 (略)

第28条 (略)

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数等の異動があった場合)

第29条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、1世帯に属する被保険者数が増加し、

旧

3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第3項第8号に掲げる額を超えることができない。

(介護納付金賦課総額)

第30条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第38条及び第40条の2の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) (略)

(2) (略)

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第31条 (略)

第32条 (略)

第33条 (略)

(介護納付金賦課限度額)

第34条 第31条の介護納付金賦課額は、各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第4項第8号に掲げる額を超えることができない。

第35条 (略)

第36条 (略)

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数等の異動があった場合)

第37条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、1世帯に属する被保険者数が増加し、

新

若しくは減少し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなり、若しくは特例対象被保険者等（国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。以下同じ。）となった場合における当該納付義務者に係る第13条の基礎賦課額（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）、第18条の後期高齢者支援金等賦課額（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）、第23条の介護納付金賦課額、次条第1項各号（同条第3項及び第4項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第32条第1項（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）の保険料率に10分の5を乗じて得た額、同条第2項第1号（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に掲げる額、第33条第1項各号（同条第3項及び第4項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に掲げる額又は同条第5項各号（同条第7項及び第8項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に掲げる額の算定は、それぞれその納付義務が発生し、1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までに掲げる者のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日）又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなり、若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第13条の基礎賦課額、第18条の後期高齢者支援金等賦課額、第23条の介護納付金賦課額、次条第1項各号に定める額、第32条第1項の保険料率に10分の5を乗じて得た額、同条第2項第1号に掲げる額、第33条第1項各号に掲げる額又は同条第5項各号に掲げる額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までに掲げる

旧

若しくは減少し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなり、若しくは特例対象被保険者等（国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。以下同じ。）となった場合における当該納付義務者に係る第13条若しくは第16条の基礎賦課額（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）、第22条若しくは第25条の後期高齢者支援金等賦課額（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）、第31条の介護納付金賦課額又は次条第1項各号（同条第3項及び第4項において読み替えて準用する場合を含む。）に定める額の算定は、それぞれその納付義務が発生し、1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までに掲げる者のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日）又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなり、若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第13条若しくは第16条の基礎賦課額、第22条若しくは第25条の後期高齢者支援金等賦課額、第31条の介護納付金賦課額又は次条第1項各号（同条第3項及び第4項において読み替えて準用する場合を含む。）に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までに掲げる者のいずれかに該当したことにより納付義務が消

新

者のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日)の属する月の前月まで、月割をもって行う。
(低所得者の保険料の減額)

第30条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第16条に規定する金額を超える場合には、同条に規定する金額)とする。

(1) (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に
295,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日)現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア～イ (略)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に
545,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日)現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に

旧

滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

第38条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第16条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第20条に規定する金額を超える場合には、同条に規定する金額)とする。

(1) (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に
290,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日)現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア～イ (略)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に
535,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日)現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に

新

属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額
ア～イ (略)
2 (略)
3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第18条」と、「第16条」とあるのは「第21条」と、前項中「第15条第2項」とあるのは「第20条第2項」と読み替えるものとする。
4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第23条」と、「第16条」とあるのは「第26条」と、第2項中「第15条第2項及び第3項」とあるのは「第25条第2項」と読み替えるものとする。
(特例対象被保険者等に係る特例)
第31条 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第14条第1項及び前条第1項の規定の適用については、第14条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第29条第1項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「所得の金額（同法」とあるのは「所得の金額（地方税法」と、前条第1項第1号中「総所得金額（」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。」と、「ついては同法」とあるのは「ついては地方税法」とする。
(未就学児の均等割額の減額)

旧

属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額
ア～イ (略)
2 (略)
3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第16条」とあるのは「第22条又は第25条」と、「第20条」とあるのは「第29条」と、前項中「第15条第2項」とあるのは「第24条第2項」と読み替えるものとする。
4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条又は第16条」とあるのは「第31条」と、「第20条」とあるのは「第34条」と、第2項中「第15条第2項及び第3項」とあるのは「第33条第2項」と読み替えるものとする。
(特例対象被保険者等に係る特例)
第39条 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第14条第1項及び前条第1項の規定の適用については、第14条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第37条第1項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「所得の金額（同法」とあるのは「所得の金額（地方税法」と、前条第1項第1号中「総所得金額（」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。」と、「ついては同法」とあるのは「ついては地方税法」とする。
(未就学児の均等割額の減額)

新

第32条 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下この条において「未就学児」という。）がある場合（次項に規定する場合を除く。）における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の均等割額は、第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から当該保険料率に10分の5を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）を控除した額とする。

2 当該年度において、第30条の規定により保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除した額とする。

(1) 第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から当該保険料率に第30条第1項各号に掲げる納付義務者の区分に応じて当該各号に規定する割合を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）を控除した額

(2) (略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、これらの規定中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条」とあるのは「第20条」と読み替えるものとする。

4 (略)

(出産被保険者の保険料の減額)

第33条 当該年度において、その世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下この条及び第42条において同じ。）がある場合（第5項に規定する場合を除く。）における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第16条に規定する金額を超える場合には、同条に規定する金額）とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の

旧

第40条 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下この条において「未就学児」という。）がある場合（次項に規定する場合を除く。）における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の均等割額は、第15条又は第18条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から当該保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）を控除した額とする。

2 当該年度において、第38条の規定により保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除した額とする。

(1) 第15条又は第18条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から当該保険料率に第38条第1項各号に掲げる納付義務者の区分に応じて当該各号に規定する割合を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）を控除した額

(2) (略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、これらの規定中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第18条」とあるのは「第24条又は第27条」と読み替えるものとする。

4 (略)

(出産被保険者の保険料の減額)

第40条の2 当該年度において、その世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下この条及び第48条の2において同じ。）がある場合（第5項に規定する場合を除く。）における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第16条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第20条に規定する金額を超える場合には、同条に規定する金額）とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の

新

出産の予定日（国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の10の2各号に掲げる場合には、出産の日。第42条第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3か月前）から出産予定月の翌々月までの期間（次号及び第5項各号において「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第18条」と、「第16条」とあるのは「第21条」と、前項中「第15条第2項」とあるのは「第20条第2項」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「出産被保険者をいう。以下この条及び第42条」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第23条」と、「第16条」とあるのは「第26条」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第30条の規定により保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第13条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第16条に規定する金額を超える場合には、同条に規定する金額）とする。

(1) (略)

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から当該保険料率に第30条第1項各号に掲げる納付義務者の区分に応じて同項各号アに規定する割合を乗じて得た額を控除した額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

旧

出産の予定日（国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の10の2各号に掲げる場合には、出産の日。第48条の2第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3か月前）から出産予定月の翌々月までの期間（次号及び第5項各号において「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第16条」とあるのは「第22条又は第25条」と、「第20条」とあるのは「第29条」と、前項中「第15条第2項」とあるのは「第24条第2項」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「出産被保険者をいう。以下この条及び第48条の2」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条又は第16条」とあるのは「第31条」と、「第20条」とあるのは「第34条」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第38条の規定により保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第13条又は第16条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第20条に規定する金額を超える場合には、同条に規定する金額）とする。

(1) (略)

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から当該保険料率に第38条第1項各号に掲げる納付義務者の区分に応じて同項各号アに規定する割合を乗じて得た額を控除した額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

新

- 6 (略)
- 7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第18条」と、「第16条」とあるのは「第21条」と、前項中「第15条第2項」とあるのは「第20条第2項」と読み替えるものとする。
- 8 第5項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「出産被保険者が」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）が」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第23条」と、「第16条」とあるのは「第26条」と読み替えるものとする。

第34条 (略)

第35条 (略)

第36条 (略)

第37条 (略)

第38条 (略)

第39条 (略)

第40条 (略)

第41条 (略)

第42条 (略)

第43条 (略)

第44条 (略)

第45条 (略)

第46条 (略)

第47条 (略)

附 則

旧

- 6 (略)
- 7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第16条」とあるのは「第22条又は第25条」と、「第20条」とあるのは「第29条」と、前項中「第15条第2項」とあるのは「第24条第2項」と読み替えるものとする。
- 8 第5項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「出産被保険者が」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）が」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条又は第16条」とあるのは「第31条」と、「第20条」とあるのは「第34条」と読み替えるものとする。

第41条 (略)

第42条 (略)

第43条 (略)

第44条 (略)

第45条 (略)

第46条 (略)

第47条 (略)

第48条 (略)

第48条の2 (略)

第49条 (略)

第50条 (略)

第51条 (略)

第52条 (略)

第53条 (略)

附 則

新

- 1～8 (略)
(令和5年度における一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率の特例)
- 9 令和5年度における一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、大東市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和 年条例第 号）による改正前の大東市国民健康保険条例（以下「旧条例」という。）第15条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。
- (1)～(3) (略)
(令和5年度における退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定の特例)
- 10 令和5年度分の保険料における旧条例第17条の規定の適用については、同条中「第15条」とあるのは「附則第9項」とする。
(令和5年度における退職被保険者等に係る基礎賦課額の均等割額の算定の特例)
- 11 令和5年度分の保険料における旧条例第18条の規定の適用については、同条中「第15条」とあるのは「附則第9項」とする。
(令和5年度における退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定の特例)
- 12 令和5年度分の保険料における旧条例第19条の規定の適用については、同条第1号中「第15条第1項第3号ア」とあるのは「附則第9項第3号ア」と、同条第2号中「第15条第1項第3号イ」とあるのは「附則第9項第3号イ」と、同条第3号中「第15条第1項第3号ウ」とあるのは「附則第9項第3号ウ」とする。
(令和5年度における基礎賦課限度額の特例)
- 13 令和5年度分の保険料における旧条例第20条の規定の適用については、同条中「各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた」とあるのは「当該年度の保険料の賦課期日において施行されている」とする。
(令和5年度における一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率の特例)
- 14 令和5年度の一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、旧条例第24条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

旧

- 1～8 (略)
(令和5年度における一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率の特例)
- 9 令和5年度における一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、第15条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。
- (1)～(3) (略)
(令和5年度における退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定の特例)
- 10 令和5年度分の保険料における第17条の規定の適用については、同条中「第15条」とあるのは「附則第9項」とする。
(令和5年度における退職被保険者等に係る基礎賦課額の均等割額の算定の特例)
- 11 令和5年度分の保険料における第18条の規定の適用については、同条中「第15条」とあるのは「附則第9項」とする。
(令和5年度における退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定の特例)
- 12 令和5年度分の保険料における第19条の規定の適用については、同条第1号中「第15条第1項第3号ア」とあるのは「附則第9項第3号ア」と、同条第2号中「第15条第1項第3号イ」とあるのは「附則第9項第3号イ」と、同条第3号中「第15条第1項第3号ウ」とあるのは「附則第9項第3号ウ」とする。
(令和5年度における基礎賦課限度額の特例)
- 13 令和5年度分の保険料における第20条の規定の適用については、同条中「各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた」とあるのは「当該年度の保険料の賦課期日において施行されている」とする。
(令和5年度における一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率の特例)
- 14 令和5年度の一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、第24条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

新

(1) ~ (3) (略)

(令和5年度における退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定の特例)

1 5 令和5年度分の保険料における旧条例第26条の規定の適用については、同条中「第24条」とあるのは「附則第14項」とする。

(令和5年度における退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の均等割額の算定の特例)

1 6 令和5年度分の保険料における旧条例第27条の規定の適用については、同条中「第24条」とあるのは「附則第14項」とする。

(令和5年度における退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定の特例)

1 7 令和5年度分の保険料における旧条例第28条の規定の適用については、同条第1号中「第24条第1項第3号ア」とあるのは「附則第14項第3号ア」と、同条第2号中「第24条第1項第3号イ」とあるのは「附則第14項第3号イ」と、同条第3号中「第24条第1項第3号ウ」とあるのは「附則第14項第3号ウ」とする。

(令和5年度における後期高齢者支援金等賦課限度額の特例)

1 8 令和5年度分の保険料における旧条例第29条の規定の適用については、同条中「各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた」とあるのは「当該年度の保険料の賦課期日において施行されている」とする。

(令和5年度における介護納付金賦課額の保険料率の特例)

1 9 令和5年度の介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率については、旧条例第33条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) ~ (3) (略)

(令和5年度における介護納付金賦課限度額の特例)

2 0 令和5年度分の保険料における旧条例第34条の規定の適用については、同条中「各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた」とあるのは「当該年度の保険料の賦課期日において施行されている」とする。

旧

(1) ~ (3) (略)

(令和5年度における退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定の特例)

1 5 令和5年度分の保険料における第26条の規定の適用については、同条中「第24条」とあるのは「附則第14項」とする。

(令和5年度における退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の均等割額の算定の特例)

1 6 令和5年度分の保険料における第27条の規定の適用については、同条中「第24条」とあるのは「附則第14項」とする。

(令和5年度における退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定の特例)

1 7 令和5年度分の保険料における第28条の規定の適用については、同条第1号中「第24条第1項第3号ア」とあるのは「附則第14項第3号ア」と、同条第2号中「第24条第1項第3号イ」とあるのは「附則第14項第3号イ」と、同条第3号中「第24条第1項第3号ウ」とあるのは「附則第14項第3号ウ」とする。

(令和5年度における後期高齢者支援金等賦課限度額の特例)

1 8 令和5年度分の保険料における第29条の規定の適用については、同条中「各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた」とあるのは「当該年度の保険料の賦課期日において施行されている」とする。

(令和5年度における介護納付金賦課額の保険料率の特例)

1 9 令和5年度の介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率については、第33条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) ~ (3) (略)

(令和5年度における介護納付金賦課限度額の特例)

2 0 令和5年度分の保険料における第34条の規定の適用については、同条中「各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた」とあるのは「当該年度の保険料の賦課期日において施行されている」とする。

新

(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)

2 1 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第30条の規定の適用については、同条第1項第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとし、」と、「同法第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」とする。

(延滞金の割合の特例)

2 2 当分の間、第37条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

旧

(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)

2 1 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第38条の規定の適用については、同条第1項第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとし、」と、「同法第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」とする。

(延滞金の割合の特例)

2 2 当分の間、第44条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

印刷物番号
5 - 9 1